

土地改良長期計画
中間とりまとめ

農村振興局

平成 23 年 11 月

農林水産省

目 次

第1 農業・農村をめぐる課題と土地改良事業の基本方針

1. 土地改良事業の基本方針
2. 食料・農業・農村をめぐる内外の情勢
3. 土地改良事業の目的

第2 本計画における政策課題

第3 政策課題を達成するための目標と具体の取組

1. 農を「強くする」
 - ―地域全体としての食料生産の体質強化（政策課題1）
2. 国土を「守る」
 - ―震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮（政策課題2）
3. 地域を「育む」
 - ―農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生（政策課題3）

第4 計画の実施に当たって踏まえるべき事項

土地改良長期計画 中間とりまとめ

5

第1 農業・農村をめぐる課題と土地改良事業の基本方針

10 1. 土地改良事業の基本方針

食料・農業・農村をめぐる内外の諸情勢がもたらす諸課題を踏まえ、今後5年間の計画期間内に実施する土地改良事業は、以下に掲げる基本理念に即して、3つの政策課題に取り組むものとする。

○基本理念：「食を支える水と土の再生・創造」

15 ○政策課題1：農を「強くする」

－地域全体としての食料生産の体質強化－

○政策課題2：国土を「守る」

－震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮－

○政策課題3：地域を「育む」

20 －農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生－

2. 食料・農業・農村をめぐる内外の情勢

農業生産活動は水や土などの地域資源を利活用して行われている。この際、
収奪的な資源の利用は地力の減退や生産力の低下をもたらし、結果として農家
25 経済の持続可能性を確保することを困難にする。また、農業用水を基調として
地域社会が形成されてきた我が国の農村では、健全な農村コミュニティの存在
を前提とした農業生産活動の継続により農業の持続可能性が保たれている。こ
れらのことから、農業の持続的発展のためには、農家経済・農村環境・農村社
会の持続可能性が等しく確保されることが必要となる。

30 水田稲作を中心に発展した我が国の農業は、本来的に、①生業としての経済

価値の創造（経済の側面）のみならず、②美しい景観、健全な生態系の維持（環境の側面）や、③豊かな人間生活と社会・文化の発展（社会の側面）といった役割を発揮することが期待されている。このため、「農業の持続的な発展」は、農業が産業であるという経済の視点を基本としつつも、環境、社会の
5 視点も取り込み、これら3つの役割を相互にかつ調和的に結び付け、バランスの取れた総合的なものとして持続可能性を確保していくことが重要である。

農地や農業水利施設等は、こうした農業を支える重要な基盤であり、国民全体が食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能の便益を享受することを踏まえ、中長期的な視点に立って、それらを整備し保全管理していくことが必
10 要である。

こうしたことを認識しつつ、内外の諸情勢に目を向けると、食料の生産、国土の保全、農村社会の維持のいずれにおいても危機が忍び寄りつつある。繁栄し安定した社会とそれを支える社会的共通資本^(※1)を将来の世代に引き継いでいくためにも、忍び寄りつつある危機を認識し、これに適切に対処していかな
15 ければならない。

その第1は、食をめぐる危機である。

世界人口は「人口爆発」と称される急増を続け、既に70億人を突破し、2050年には90億人以上に達するものと見込まれている。このうち、発展途上国だけで23億人もの人口が増加するものと見込まれている。

20 食料需給の不安定化については、昨今の穀物価格の高騰に見られるように、既にその兆候が一部に生じている。13億人の人口を擁する中国、12億人のインド等、いわゆるBRICS^(※2)諸国等の途上国が経済成長を続けていることによる需要増も大きい。

その一方で、世界には9.3億人という膨大な飢餓人口が存在し、貧困、水不
25 足と相まって、国際社会を不安定化させる重大な要因となっている。

(※1) 宇沢弘文「社会的共通資本」(2000年)岩波書店によると、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置。水、土、大気、森などの自然環境、道路、上下水道、交通機関などの社会的インフラストラクチャー、教育、医療、金融などの制度資本の3つが重要な構成要素。

(※2) ブラジル (Brazil)、ロシア (Russia)、インド (India)、中国 (China)、南アフリカ共和国 (South Africa) の5か国の頭文字を合わせたもの。

こうした中において、我が国の食料自給率は39%と主要先進諸国中最低の水
準であり、また、1億人以上の人口を擁する国家としては、世界で最低の水
準となっている。

国内では、食料生産と国土保全の基盤である農地が過去10年間で20万ha減少
5 する一方で、耕作放棄地は約40万haとなっている。農業水利施設の老朽化も進
行しており、基幹的な農業水利施設^(※3)の2割が既に耐用年数を超過している。
農業の担い手である農家の高齢化も深刻な問題であり、農業就業人口の平均年
齢は65.8歳、基幹的農業従事者^(※4)の平均年齢は66.1歳に達している。また、
農業の国際化の進展に伴い、輸入農産物や輸入食品が増大した結果、輸入農産
10 物における農薬汚染や輸入食品における有毒・有害物質の混入など国民に対す
る食の安全性が脅かされている。

第2は国土の危機である。

平成23年3月11日、東日本大震災という未曾有の大災害が広範囲にわたり甚
大な被害をもたらした。東日本大震災の発生以前、過去3年間のマグニチュー
15 ド5以上の地震は年平均155回であったが、震災発生後は、余震だけ見てもマ
グニチュード5以上が581回、マグニチュード6以上で96回^(※5)に及ぶ。一方、
温室効果ガスの累積に伴う気候変動は、21世紀中に気温を1.1～6.4℃上昇させ、
海水面を18～59cm上昇させると予測されており^(※6)、大気や海洋が従来以上の
エネルギーを蓄積することに伴う集中豪雨も直近10か年で年平均235回生じて
20 おり、過去20年間で1.5倍と頻発するようになってきている。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質により土壌が汚染
されたこともまた、国土の危機の一つとして捉え、徹底して除染を進めていく
ことが求められている。

また、農業・農村は、自然との調和を図りつつ適切かつ持続的に管理される
25 ことによって、洪水の防止や水源のかん養^(※7)、生態系の保全など国土・環境

(※3) 受益面積100ha以上のダム、頭首工、用排水機場、水路等の施設。

(※4) 自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が
「主に仕事（農業）」である者。

(※5) 平成23年10月31日時点

(※6) IPCC第4次評価報告書における世界平均地上気温の昇温予測及び海面水位上昇予測。

(※7) 水田で利用される農業用水や雨水が地下に浸透し、時間をかけて河川に還元される
とともに、より深く地下に浸透した水が流域の地下水をかん養する機能。

の保全につながる多面的機能を有しているが、こうした自然災害の頻発は、近い将来、農業・農村が有する国土・環境保全の機能の発揮にも重大な支障をきたし、国土の危機を招く。

第3は、農村の危機である。

- 5 農村の地域社会においては、過疎化・高齢化の進行により従来のコミュニティ機能を維持することが一層困難となってきた。農村地域全体では過去20年間に人口の約10%が流出した。また、高齢化比率（65歳以上人口の比率）は32%と全国平均の20%に比べてはるかに高い。

こうした中で、全国約14万の農業集落のうち、2000年農林業センサスを用いて平成13年以降に無住化が危惧される集落（北海道・沖縄除く）を推計したところによれば、その数は約1,400集落^(※8)となり、コミュニティ機能の存続が危ぶまれている。末端の小規模な農業水利施設は、従来から集落によって管理されてきているが、水田においては、整備から40年以上を経過して老朽化した施設が全体の25%にのぼっている。農村地域では、汚水処理施設など生活環境
15 のための社会資本整備が立ち後れていることも、人口流出の一因となっている。

また、開発等に伴って、自然環境が悪化した地域も見受けられ、里地・里山の消滅等に伴い生物多様性が喪失し、絶滅のおそれのある種として環境省版レッドリストに掲載されている動植物は約3,000種にのぼっている。

さらに、農村の過疎化・高齢化等によるコミュニティ機能の低下は、元来地域
20 の連帯によって備わっていた農地や農業用水等の地域資源の共同管理の機能や農業生産活動における協力・共同体制の崩壊を招き、近い将来農業水利施設の管理の粗放化、耕作放棄地のさらなる増大、自然環境の悪化、さらには農村の暮らし、農村固有の伝統・文化の喪失の危機にまでつながるおそれがある。他方、適切な農業生産活動の前提となるこうした生産基盤の脆弱化がさらなる
25 農業の衰退、農村の魅力や地域力の減退を招くように、農業とそれを支えるコミュニティ、さらには社会全体は相互に関連し、影響し合うものであることから、こうした相互の連関による複合的な危機から脱却することが求められている。

(※8) 農林水産省「限界集落における集落機能の実態等に関する調査」（平成18年3月公表）

3. 土地改良事業の目的

土地改良事業は、「水と土」、すなわち農業用水、農地、農業水利施設等の生産基盤を整備することにより、農業生産性の向上や営農条件の改善等を図るものである。

- 5 これまで国により整備された農業水利施設は、全国の耕地面積の3分の1に相当する156万haの農地を潤す一方、全国の麦・大豆の作付面積の4割から5割を占める広域の優良農業地域の形成に寄与してきた。また、区画整理等の農地整備事業は、その実施に際し、我が国農業経営の特徴である零細かつ分散した農地の利用権（耕作権）を意欲ある経営体に移転（農地利用集積）することを要件とすることにより、農業の構造政策において先導的な役割を果たしてきた。このことは、農地整備地区において、農業生産法人等の意欲ある経営体の一経営体当たり平均経営面積が、事業前の約7.1haから事業後には約19.1haと約3倍に増加した実績に如実に表れている。^(※9)
- 10

- 土地改良事業が対象としている農地や農業用水、農業水利施設等は、農業生産活動を通じて農家の所得を確保するための重要な生産資源である。そして、この農地や農業用水、農業水利施設等によって支えられる地力は、自然条件に強く規定され、それが存在する地域固有の潜在力となりうるものであるが、一度それが損なわれると、回復には多大な時間と費用を要する。また、これらの資源は、農家の所得確保の手段としてのみならず、健全で持続的な農業が維持されることにより、国民の生存を支える食料を供給するとともに、国土・環境保全、水源のかん養、保健休養・やすらぎ、伝統文化の伝承などの広く国民の暮らしを支える多面的な機能を発揮してきた。さらに、長い歴史・文化の中で、地域の共有・共用の社会的共通資本として、地域に住む人々の協働によってそれらの維持保全が図られている。こうした農地等の公的側面を背景として、土地改良事業では公共投資による整備が行われてきている。
- 15
- 20
- 25

他方、食料と国土と農村をめぐる諸問題は、農業政策を始めとする各種の地域政策・産業政策と連携させつつ解決していかなければならない難しい問題ではある。しかしながら、同時に食料生産と国土保全の基礎をなす「水と土」につ

(※9) 平成15～17年度に経営体育成基盤整備事業等を完了した地区を対象とした平成21年度実績調査結果より。

いて社会的共通資本として整備していくことは、忍び寄る危機に対処する上で不可欠の課題である。「水と土」は、農家の高齢化とともに、耐用年数の超過など施設の老朽化、さらには、農村の活力低下に伴ってより深刻な問題を生じつつある。

- 5 しかし、「水と土」なくしては、1億2千万人の国民に供給する食料を生産することはできない。また、「水と土」は、世界有数の多雨地帯である我が国の降雨を受け止め、巧みに利用することによって国土を保全している。

「水と土」を再生し、将来に向かって役割を増大するように創造していくことは、我が国の食料・農業・農村が直面する喫緊の課題に対処すると同時に、我が国の中長期的な発展と安定のために不可欠である。このような考え方に立って、今次土地改良長期計画の基本理念として、「食を支える水と土の再生・創造」を掲げることとする。

土地改良事業は、生産基盤を整備すると同時に、整備された農地や施設について、その後長期にわたり保全・管理していくものであり、「整備」と「管理」という2つの側面を有する。

農業水利施設等の管理については、土地改良法に基づく事業として土地改良区^(※10)等により行われているところである。近年、こうした土地改良区等による管理に加え、農村集落が行う末端水路の清掃等の活動や、非農家である地域住民やNPO等も参加して行う施設の補修・保全の活動が、一層重要となってきた。

国、地方の財政が厳しくなる中、これらを含む多様な活動をさらに推進することによって、社会的共通資本としての「水と土」を再生し、さらに創造していくことが必要である。

25

(※10) 農業用排水施設の管理等を行う土地改良事業を実施することを目的として、地域の関係農業者により組織された団体。

第 2 本計画における政策課題

政策課題 1 : 農を「強くする」

—地域全体としての食料生産の体質強化—

政策課題を達成するための政策目標（後掲）

目標 1 : 意欲ある多様な経営体の育成による農業の
競争力・体質の強化

目標 2 : 農地・水等の生産資源の適切な保全管理と有効
利用による食料供給力^(※11)の強化

途上国を中心に食料逼迫に基づく飢餓や暴動が深刻化している現状において、
世界最大の食料純輸入国である我が国が、世界の食料需給のバランスに配慮し、
15 不測の事態に備えて自国において一定の生産力を将来にわたって確保しておく
ことは、国際社会における責任ある国家の基本的な責務である。

他方、国際化・自由化に対する圧力の高まりや、人口減少等による国内市場
の縮小等に対し、土地改良事業は、農業の低コスト化等により、競争力の強化
を図る上で重要な役割を果たすことが期待されている。

20 このため、農を「強くする」観点から、地域全体としての食料生産の体質強化
を図るためには、大規模経営体を始めとした意欲ある多様な経営体の育成・確
保、生産基盤の基礎的要素である農地の機能向上、農業水利施設の基幹から末
端までの適切な保全管理が不可欠である。

25 農家の高齢化が進行する中であって、今後、次世代への農地の継承を円滑に
行い耕作放棄地の発生を防止するためには、未整備農地を中心に、基盤整備と
併せた農地集積を推進していくことが重要である。農地については、全水田面
積の約 6 割に相当する 155 万 ha が 30a 程度以上の区画に整備されているものの、
1 ha 程度以上の大区画ほ場の整備済み面積は 20 万 ha、全体の 8 % に留まってお

(※11) 農地、水等の生産資源を最大限活用した場合の食料生産能力。

り、また、155万haのうちの約3分の1の49万haは輪換畑^(※12)として利用できない排水不良水田であることから、こうした農地の区画の拡大や排水性等の向上を図ることが必要である。

一方、農業水利施設については、これまでに、農業用ダム、頭首工（取水堰）^(※13)、用排水機場等の基幹的施設が7千か所、農業用排水路については地球10周分に相当する40万km以上が整備され、それらの資産価値は、再建設費ベース^(※14)で32兆円に達する。戦後の食料増産や高度経済成長の時代に急速に整備が進められたこれらの農業水利施設は、今後、耐用年数を一斉に超えることから、これまで以上に効率的かつ計画的な更新整備を進めることが課題である。

政策課題2：国土を「守る」

—震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮—

政策課題を達成するための政策目標（後掲）

目標3：被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興

目標4：ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進による災害に強い農村社会の形成

目標5：農地の整備、安定的な水利システムの維持や農村環境の保全等による農業・農村の多面的機能の発揮

25 (1) 被災地域における課題

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災地域の豊かな資源を活用して、災害に強い新たな食料供給基地のモデルとして一刻も早く再生させるこ

(※12) 田畑輪換をしている水田で、畑作に利用されているもの。

(※13) 湖沼、河川などから用水路へ必要な用水を引き入れるための施設。

(※14) 同じ機能及び構造のものを、現在の一般的な施工水準並びに現在価値をもって再建設する場合の費用により施設を評価したもの。

とが課題である。

このため、国は、「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、地方公共
5 団体に示した復旧・復興に向けての基本的な考え方に沿って、国の職員を県、
市町村に派遣すること等により、市町村の復興計画の策定やその実現に向けた
取組を支援することが重要である。

津波によって被災した農地については、除塩のみで営農が可能な農地、ヘド
ロ等が堆積している農地、用排水路等が著しい損傷を受けた農地、堤防の決壊
や地盤沈下等により海水が浸入している農地など様々である。また、国・県営
10 事業等により造成された多くの排水機場、用排水路、農地海岸堤防等が壊滅的
な被害を受けており、これらの農地や施設の早期復旧を推進する必要がある。

他方、福島県を中心に、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性
物質に汚染された農地が広範囲にわたった。このため、放射線が農家や近隣で
生活する者に与える影響を可能な限り低減するとともに、営農を再開できる条
15 件を整え安全な農産物が生産できるよう、放射性物質に汚染された農地の除染
を着実に推進することが課題である。

また、被災地域において災害に強い農村社会の実現を図るとともに、全国の
モデルとなるよう、再生可能エネルギー^(※15)の生産と利用を促進する取組を推
進することが重要である。

20 (2) 全国的な課題

農村地域における農業災害を未然に防止するため、これまで湛水防除^(※16)、
地すべり防止等の各種の農地防災事業を推進してきた。

近年、地震、集中豪雨による洪水、地すべりなど、これまでの想定を超える
規模の災害が頻発化しており、これまで以上に、農地・農業水利施設等の被害
25 を最小限に食い止める対策を導入することが必要である。

このため、大規模災害の発生リスクの低減を図るべく、施設の整備により被
害の発生を防ぐこれまでの「防災」と併せ、被災しても人命が失われないこと

(※15) 太陽光、風力、水力等、エネルギーを生産した後でも自然現象による循環機能によ
り再生産が可能な非枯渇資源エネルギー。

(※16) 排水施設の整備等により、低平地における湛水被害の防止を図ること。

を最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策を推進していくことが重要である。

(3) 土地改良事業の実施による農業・農村の多面的機能の発揮

- 5 我が国の農業・農村が有する多面的機能の中で、国土保全の機能は、水田で雨水を一時的に貯留したり、時間をかけて下流に流出することで洪水を防止・軽減し、健全な農業生産活動を通じて土壌の侵食や流出を防ぐとともに、地下水位の急激な上昇を防ぐことで地すべりの発生を防止するといった機能である。日本学術会議の答申によると、これらの貨幣評価額は、国土保全の機能のうち、
- 10 洪水防止機能で年間3兆4,988億円、土壌侵食防止機能で年間3,318億円、土砂崩壊防止機能で年間4,782億円に及ぶとされている。

土地改良事業で整備された基盤の上で健全な農業生産活動が可能となり、また、国土・環境の保全に寄与している農村の自然環境を守ることで、農業・農村が有する多面的機能を維持し、次世代に継承していくことが重要である。

15

政策課題3：地域を「育む」

—農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生—

20

政策課題を達成するための政策目標（後掲）

目標6：地域の主体性・協働力を活かした地域資源の適切な保全管理・整備

目標7：小水力発電等の自立・分散型エネルギーシステム^(※17)への移行と美しい農村環境の再生・創造

25

農村では人口減少や高齢化等により集落機能が低下し、地域の絆と潤いのある農村生活を支えてきたコミュニティ機能が脆弱化して、農村の活力低下を招

(※17) 農山漁村において、新たな技術の導入により、風力、太陽光等の再生可能エネルギーを地域単位で統合的に管理するシステムを構築し、再生可能エネルギーを高度に生産・利用する取組。

くことが懸念されている。

こうした中、農地・水・環境保全向上対策等は、農地・農業用水等の保全管理に係る協定に基づく地域共同活動を全国的に広め、農村コミュニティの維持・活性化に重要な役割を果たしてきた。

- 5 東日本大震災後に、地域共同活動の一環として、いち早く小規模水路等の災害復旧が実施されているのはその例である。今後は、農地・農業用水等の保全のみならず、こうした取組の強化や農地周りの水路等の長寿命化に資する活動などの高度な取組に裾野を広げることが重要である。

- 10 他方、震災を機として、災害に強く、エネルギー利用効率の高い自立・分散型エネルギーシステムの重要性が認識されている。エネルギーシステムの自立・分散型への転換に向けて、土地改良事業等においても小水力、太陽光等の地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することが重要である。

- 15 また、我が国の農業・農村は、水源のかん養等による環境保全、美しい里山の風景や豊かな生態系を育む自然、心身ともにリフレッシュさせる自然空間の提供による保健休養・やすらぎ、歴史や文化を伝える行事や伝統芸能などの多面的機能を有している。これらの機能を次世代に継承し、多面的機能がもたらす便益を国民各層が幅広く享受できるよう、美しい農村環境の再生・創造、生態系ネットワークの保全・再生、良好な景観の保全・創出に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。

第3 政策課題を達成するための目標と具体の取組

1. 農を「強くする」

—地域全体としての食料生産の体質強化（政策課題1）

5

【目標1】

意欲ある多様な経営体の育成による農業の競争力・体質の強化

（1）農地の大区画化等と意欲ある経営体への面的集積 **施策1**

10 ほ場の大区画化や水路のパイプライン化等を推進し、作業効率の向上や水管理の大幅な省力化等を通じて生産コストの低減を図ることにより、農業経営の安定化を図る。

大区画化等の農地整備を契機として、意欲ある経営体への農地の面的集積を推進し経営規模の拡大を図る。その際、機械の共同利用化、営農技術普及等に係る施策と連携することにより、平地で20～30ha、中山間地域で10～20ha規模の経営体が大宗を占める農業構造を構築する。

また、規模拡大に伴い、意欲ある経営体だけでは、地域の協働で行われてきた草刈り・泥上げをはじめとする農地・農業用水等の資源の保全管理等が困難となるため、地域の協働力を活かした資源の保全の取組を推進する。

20

（2）基盤整備を契機とした意欲ある多様な経営体の育成・確保

施策2

25 基盤整備において実施する換地^(※18)や利用権の集積などの土地利用調整^(※19)の機会を活用し、農業生産法人の設立、集落営農組織の設立・法人化、個別経営体の規模拡大等を促進し、将来の我が国の農業を支える新規就農者も含めた意欲ある多様な経営体（者）を育成・確保する。

また、中山間地域や都市近郊で特色ある生産活動を展開している経営体も含め、経営規模の大小にかかわらず、意欲ある経営体の経営の複合化や多角化等

(※18) ほ場整備事業等に伴い、工事前の土地に換わるべき工事後に定められた土地、又はそれを定める法律手段。

(※19) 土地利用種間の競合を緩和し協調関係を高めるために行われる土地利用上の調整。

による経営の発展を支援するため、生産拡大や品質向上に資する暗渠排水^(※20)、土層改良^(※21)、区画整理等の基盤整備を推進する。

5 なお、基盤整備を契機に、農家の女性グループ等による6次産業化^(※22)の取組が芽生えた事例が多く見られることから、男女共同参画を踏まえつつ、基盤整備実施地区における関連施策との連携により、地域ぐるみでの6次産業化の取組を推進する。

(3) 農業経営基盤の強化のための畑地かんがい整備の推進 **施策3**

10 作物の品質向上、労働生産性や土地生産性の向上、高収益性の作物の導入による農業所得の増大、経営継承の円滑化などを図るため、地域の特性に応じた畑地かんがい施設の整備を推進する。

【目標2】

15 農地・水等の生産資源の適切な保全管理と有効利用による食料供給力の強化

(1) 農業水利施設の戦略的な保全管理 **施策4**

20 食料生産の基礎的要素である農業水利施設は、近年、耐用年数を超過した施設の資産価値が3兆円に達するなど老朽化が進行しているが、国や地方公共団体等の財政のひっ迫により更新整備が遅延し、施設の安定的な機能の発揮に支障が生じることが懸念されている。

25 このため、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコスト^(※23)の低減を図る、戦略的な保全管理を推進する。これにより、老朽化した施設が増加する中で農家の不

(※20) 地下排水の1方法で、地中に有孔パイプ等を埋設し、地下水位の低下を促す方法。

(※21) 作土以深の土層の、通気、通水、膨軟性等の物理性の改良と酸性矯正を行うこと。

(※22) 1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

(※23) 施設の建設に要する経費に供用期間中の運転、補修等の管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額。

安が生じないよう、必要となる施設の更新整備を着実に推進する。また、これと併せ、補修履歴や機能診断結果等の情報の蓄積を推進する。

国、都道府県、市町村、土地改良区、集落等の各主体の適切な役割分担のもと、農業水利施設の保全管理や整備を推進し、水源からほ場に至る水利システム⁵の一体的かつ安定的な機能の確保を図る。

(2) 戦略作物^(※24)等の生産拡大のための水田の汎用化^(※25) **施策5**

食料自給率の向上に向け、麦・大豆等の戦略作物等の収量の増大や作付面積の拡大、品質の向上を図るため、水田の排水対策の推進により、田畑輪換^(※26)¹⁰を可能とする水田の汎用化を重点的に推進する。

その際、排水性の向上と地下水位の制御を可能とする地下水位制御システム^(※27)の導入を推進し、気象・土壌条件に応じた水管理の大幅な省力化、水稻の直播栽培^(※28)の導入による省力・低コスト化、畑作物の安定生産と品質の向上を図る。

また、排水施設が整備されている水田においても、経年変化により機能が低下した暗渠排水^{きよ}の更新整備、土層改良による排水機能の回復を促進する。¹⁵

(3) 畑作・畜産・酪農地帯における地域の特性に応じた整備 **施策6**

海外需要が大きい野菜や果樹等の輸出促進を図るため、地域の特色を活かした畑作物の安定生産と品質の向上、農作業の省力化等に資する畑地かんがい施設整備、土層改良、区画整理等の整備を推進する。²⁰

また、酪農及び肉用牛の生産に対する国産飼料の生産性の向上等を図るため、草地の整備改良や肥培かんがいシステム^(※29)の更新整備を促進する。

(※24) 水田を活用して食料自給率の向上等を実現するために極めて重要な作物で、農業者戸別所得補償制度では次の作物。麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米。

(※25) 通常の肥培管理で麦・大豆等の畑作物を栽培できるよう、水田に排水路や暗きよを整備して水はけを良くすること。

(※26) 水田に、水稻と畑作物を数年ずつ交互に作付けて利用すること。

(※27) 暗きよ排水と地下かんがいを両立し、地下水位を作物の生育状況に適した水位に制御できるシステム。

(※28) 稲の種もみを直接田に播種する栽培方法で、慣行栽培（移植栽培）で必要な育苗や移植の作業を省略できる。

(※29) かんがい施設を利用して、希釈された家畜ふん尿等をほ場に還元利用する方法。

(4) 耕作放棄地の発生防止と解消 **施策7**

耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、再生利用の取組や農地・水保全管理支払による地域共同活動等を促進する。また、平地はもとより棚田を含む中山間地域等において、地域の立地条件に応じた基盤整備を推進し、整備された農地の意欲ある経営体への利用集積を図る。

耕作放棄地の発生防止・解消に当たっては、農業経営を継続できる環境の整備や、再生後の営農の定着が不可欠である。このため、農業者戸別所得補償制度^(※30)や農地の受け手を確保するための施策、鳥獣被害防止対策など生産・経営関係のソフト施策との連携実施を図ることにより、良好な営農条件を備えた農地の確保と有効利用を推進する。

2. 国土を「守る」

一 震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮（政策課題2）

【目標3】

被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興

(1) 農地や農業水利施設等の迅速な復旧 **施策8**

津波被災農地については、被害の状況に応じて、がれき・ヘドロの除去、除塩、畦畔^(※31)の修復等を計画的に進め、おおむね3年以内の着実な復旧を目指す^(※32)。

壊滅的な被害を受けた排水機場、用排水路、農地海岸堤防等の基幹的な農業用施設については、直轄災害復旧事業等の活用によりおおむね5年での復旧を目指す。また、末端の農地や農地周りの水路等については、土地改良区や農地・水保全管理支払の活動組織等が主体となった農村協働力^(※33)を活用し、早

(※30) 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する制度。

(※31) 水田に流入させた用水が外にもれないように、水田を囲んで作った盛土等の部分のこと。

(※32) 大区画化等の区画整理を実施する地区等については、別途地域の合意形成等を図りながら進めていく必要。

(※33) 農村、あるいは農村と都市の複数の主体が、農村の活性化のための目標を共有し、自ら考え、力を合わせて活動したり、自治・合意形成などを行う能力または機能。

期の復旧活動を推進する。

放射性物質に汚染された農地については、関係省庁の連携による除染の的確な実施に資するため、技術開発で得られた知見に基づき、表土の削り取り、水による土壌攪拌・除去、反転耕^(※34)などの除染技術について、施工レベルで実証し、対策工法として確立する。

(2) 先進的な農業の展開のための基盤整備 **施策9**

大区画化等による低コスト化農業を志向する地域では、農地や農業用施設の復旧に併せ、地域の意向を踏まえつつ、意欲ある経営体への農地利用集積、土地改良法の特例法^(※35)に基づくほ場の大区画化など、先進的農業の展開に必要な生産基盤の整備を推進する。

農業経営の多角化や農業の高付加価値化を志向する地域では、その実現に必要な用地等の創出について区画整理等の手法を活用する。

また、新たな所得や雇用の創出により地域の活性化を図るため、農山漁村が有する食料供給や国土保全の機能を損なわないような適切な土地・資源利用等を確保しながら、農地としての再生利用が困難な耕作放棄地等を活用して、太陽光、風力等の再生可能エネルギーの導入を促進する。

(3) 被災集落の復興整備 **施策10**

防災・減災の観点から、市町村が策定する復興計画をもとに、地域の意向を踏まえた農業地域と居住地域の土地利用を再編するとともに、これに基づいた集落移転と集落跡地における農地の創設等により、災害に強く減災機能の高い農業・農村の復興を推進する。

このため、関係省庁と連携し、集落の移転先の住宅地と集落跡地における農地、農業用施設、防災施設等の総合的な整備を迅速に行う。

なお、復旧・復興対策を着実に実施するため、農地土壌の状態や水利の状況

(※34) 土層改良の一種で、表土と下層の良質土を反転置換する耕起作業のこと。

(※35) 東日本大震災に係る津波に対処し、早期営農再開を図るため、国等が緊急に行う災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする等の措置を講じることを規定。

等のモニタリング、GIS（地理情報システム）^(※36)を用いた地域資源情報の活用により、その進捗状況を的確に把握していくことに留意する。

5 **【目標4】**

ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進による災害に強い農村社会の形成

(1) 農地防災対策の総合的な推進 **施策11**

10 大規模地震、集中豪雨による洪水、地すべりなど近年の自然災害の頻発化に対応し、農地・農業用施設災害の防止による農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、災害に対するリスク管理を行いつつ、湛水防除、老朽ため池の整備、地すべり防止、大規模地震対策等の農地防災事業を推進する。

15 (2) ハザードマップ等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策の推進 **施策12**

古い年代に築造され老朽化が進行しているため池、あるいは決壊した場合、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池に対して、新技術を活用しつつ耐震強化を含めた堤体の改修・補強等のハード対策を推進する。

20 併せて、早急な改修・補強が困難な場合や、改修・補強を終えていても万一の場合の人的被害に備え、想定被害範囲や避難場所等を地図化したハザードマップや防災情報伝達体制の整備など、地域に応じた減災対策を推進する。

また、津波被災地域や大規模地震の発生確率の高い地域においては、避難路・避難塔の設置等を促進する。

25 地すべり防止施設の老朽化の進行と機能低下の関係について調査を行い、施設を適切に管理する方策や、地震による地すべりのリスク評価手法^(※37)の検討を進める。

(※36) 地域にかかわる種々の情報（空間データ）を、図形（土地）をキーとして関連付け、図形の位相関係や属性情報等を利用、加工、解析することで意思決定の支援等を行うシステム。

(※37) どのくらいの確率で、どの程度の影響が起きるかを科学的に評価すること。

農業用ダム、頭首工などの基幹的な農業水利施設における水位・流量等の水文情報や雨量等の気象情報を施設管理者や関係自治体がリアルタイムで把握出来る防災情報ネットワークシステムの整備を引き続き推進する。

5 (3) 土地改良施設の耐震強化 **施策13**

東日本大震災において、パイプライン等の農業水利施設に損壊や液状化による大きな被害が生じたことや、今後大規模地震が発生する確率の高い東海・東南海・南海地震の地域に全国の約2割の基幹的な農業水利施設が存在することを踏まえ、施設の耐震強化を推進する。

10 また、平成7年の兵庫県南部地震や平成23年の東北地方太平洋沖地震による被災の教訓を踏まえ、被災により施設周辺の人命・財産やライフラインへの影響が極めて大きい施設である重要構造物を対象に、施設の供用期間中に発生する確率は低いものの、極めて激しい地震動（レベル2地震動^(※38)）に対する耐震設計・照査等を推進する。

15

【目標5】

農地の整備、安定的な水利システムの維持や農村環境の保全等による
農業・農村の多面的機能の発揮

20

農業・農村が有する国土保全等の多面的機能を適切に発揮させるため、前述の農業水利施設の戦略的な保全管理（施策4）による安定的な水利システムの維持、耕作放棄地の発生防止と解消（施策7）や基盤整備による優良農地の確保、農地防災対策の総合的な推進（施策11）による農地の湛水被害や土砂崩壊
25 の防止を図るとともに、後述する生態系や景観等の美しい農村環境の保全・創出（施策16）に向けた取組等を推進する。

(※38) 陸地近傍に発生する大規模なプレート境界型地震や内陸直下型地震による断層近傍域の地震動であり、土地改良施設に与える影響は極めて大きいと考えられる地震動（震度6程度以上）。

3. 地域を「育む」

－農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生
(政策課題3)

【目標6】

地域の主体性・協働力を活かした地域資源の適切な保全管理
・整備

(1) 地域が主体となった地域資源の保全管理 **施策14**

東日本大震災を踏まえたリスク管理の観点から、地域に根ざした組織を核とした農地・農業用水等の保全管理等の取組の拡大が一層必要とされている。このため、農地・水・環境保全向上対策等の活動で培われてきた地域の自主性や農村協働力等の優れた面を活用しつつ、その取組をさらに発展させるとともに、これまで以上の多様な主体の参加により、地域資源の管理を総合的・広域的に担う新たな体制の整備を推進する。

こうした体制による保全管理活動の拡大・定着を図るため、その仕組みの簡素化を図る一方、老朽化が進む水路等の長寿命化、農地の区画拡大や汎用化に係る簡易な基盤整備、水質・土壌等の保全など高度な取組を促進することにより、食料の安定供給と農業・農村の多面的機能の発揮に資する。

地域協働の主体となる新たな体制の整備に当たっては、過疎化・高齢化が進行する中でのかつてのコミュニティそのままではなく、外部からの若年層や新規就農者の参加、NPOなどとの連帯・協働といった流動性が高く開かれたコミュニティを再生する視点に留意して取り組む。

25

30

【目標7】

小水力発電等の自立・分散型エネルギーシステムへの移行と 美しい農村環境の再生・創造

5

(1) 小水力発電など農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの 導入促進 **施策15**

自立・分散型エネルギーシステムへの移行に向け、農山漁村が有する食料供給や国土保全の機能を損なわないような適切な土地・資源利用等を確保し、農家、地方自治体や関係団体等との連携により、農業用水を活用した小水力発電、農地としての再生利用が困難な耕作放棄地等を活用した太陽光発電、風力発電など農村における地域資源の潜在力を活用した再生可能エネルギーの生産及び利用を促進する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）が成立したことも踏まえつつ、特に、農業水利施設の更新整備に当たって、施設への電力供給等により土地改良区等の維持管理費の低減を図るべく、農業用水が有するエネルギーの有効活用を図る小水力発電施設の導入を促進する。

20 (2) 生態系や景観等の美しい農村環境の保全・創出 **施策16**

農業・農村がもたらす美しい自然環境、保健休養・やすらぎ、伝統文化等を次世代に継承し、このような多面的機能による便益を国民が広く享受できるよう、農業水利施設等の整備の際、地域の合意形成と地域住民の参画を得ながら、豊かな生態系とそのネットワークの保全・再生、良好な景観の形成を推進する。

また、美しい農村環境は、観光立国を目指す我が国にとって都市住民等呼び込む上で貴重な地域資源である。このため、グリーン・ツーリズム^(※39)による自然体験などの取組の促進、都市農村交流による地域の活性化、生きものマーク米などの環境ブランド農産物の販売促進による農業振興など地域資源を活

(※39) 農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

かした取組を推進する。

なお、施策1で位置づけた農地整備の推進に当たっては、中山間地域等の美しい農村環境の保全にも留意する。

5 (3) 農業集落排水施設^(※40)や汚泥リサイクル施設の整備 **施策17**

農業用排水の水質汚濁の防止により、農村地域の健全な水循環の維持と農村における良好な生活環境を確保するため、農業集落排水施設の整備を推進する。

また、農村地域における適切な資源循環を確保するため、農業集落排水施設から発生する汚泥や処理水の循環利用を行うための施設整備を促進し、農業の自然循環機能や地域資源を活かした個性豊かで活力ある農村づくりに資する。

(※40) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥または雨水を処理する施設。

第4 計画の実施に当たって踏まえるべき事項

本計画の効率的かつ効果的な推進を図るため、以下を踏まえて土地改良事業を推進する。

5

1 予算の重点化・適切な執行

限られた財源の効率的かつ効果的な活用の観点から、真に必要な事業に予算の重点化を図る必要がある。また、予算の執行に当たっても、適切な事業効果の発現と第3で掲げた各目標の達成を図れるよう、事業の運営・管理を適切に行うことが重要である。

2 国と地方公共団体、土地改良区等の役割分担と連携強化

土地改良事業の実施に当たっては、国、都道府県、市町村、土地改良区、集落等が適切な役割分担の下、生産基盤等の整備・保全管理を効率的に推進することが重要である。このため、地方との役割分担に関しては、地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）の基本理念にのっとり、国の役割を広域的な優良農業地域の形成のための基幹的な農業用施設に限定し、末端施設については、地域の自主性・自立性に任せ、各主体が相応の役割を担っている。

今後、一連の土地改良施設を適切に保全管理していくためには、地域主権戦略大綱（平成22年6月閣議決定）の趣旨にのっとり、地域に身近な行政は地方に委ねるという原則を踏まえつつ、国、地方公共団体、土地改良区等の関係者が自らの役割を認識しながら連携強化を図っていくことが重要である。

3 施策の連携強化と総合化

農家所得の向上や高齢者、定年離農者等の雇用機会の確保を図るため、男女共同参画を踏まえつつ、農業者戸別所得補償制度や生産、加工、販売等の6次産業化に向けた関連施策との連携を強化する。他方、関係省庁と連携して被災地域の復旧・復興に向けた農地や住宅地の整備を促進する。

また、効果的かつ効率的な社会的共通資本の形成に資する観点から、引き続き社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画など他の公共事業計画に位

置付けられた事業との連携実施を図る。

4 地域特性に応じた整備の推進

我が国の農業は地域により多様である。例えば、北海道は、平均農地面積で
5 EU^(※41)を大きく上回る大規模農業経営により、我が国最大の食料供給基地の地位を確立している。また、沖縄は、我が国唯一の亜熱帯地域の特性を活かし、甘味資源や冬春期を主体とした園芸作物の供給産地の役割を果たしている。さらに、中山間地域や離島などの条件不利地域では、農業が地域の基幹産業の役割を果たしている場合が多く、定住の促進と地域の活性化の観点からも農業の
10 振興に留意する必要がある。

このように、各地域の特性を尊重しつつ、農村の多様な資源の活用を図りながら、地域のニーズ、農業・農村の振興方策に即した効果的な整備を推進することが重要である。

15 5 土地改良区が果たすべき役割の拡大

土地改良区は、農地や農業水利施設の整備、国や都道府県が整備した農業水利施設の管理等を目的として設立されている公共法人である。

土地改良区の運営は組合員である農家から徴収する賦課金^(※42)等により賄われており、平成22年度末時点で全国に約5,000存在している。

20 土地改良区が本来の役割を適切に果たしていくためにも、統合等による組織基盤の強化、維持管理体制の再編整備、意志決定過程への女性の参画、役員等のマネジメント能力の向上等を通じて土地改良区の体制強化を図り、その機能や役割が効率的・効果的に発揮されることが重要である。

また、東日本大震災により業務運営に支障が生じている土地改良区に対して
25 は、正常な運営を確保できるよう支援する必要がある。

土地改良区は、換地による地区内農地の集団化や住宅用地など非農地の創出

(※41) 欧州連合の略。経済的な統合を中心に発展してきた欧州共同体（EC）を基礎に、経済通貨統合を進めるとともに、欧州連合条約に従い、共通外交・安全保障政策、警察・刑事司法協力等のより幅広い協力も進展する政治・経済統合体。加盟国は27カ国。

(※42) 土地改良区が、その運営や施設の維持管理、あるいは借入金の償還に充てるために組合員に対して賦課し徴収する金銭。

を通じて土地利用秩序を形成する機能を有している。平成21年には、農地法の改正により、農地利用集積円滑化団体^(※43)としての法的位置付けが明確化され、土地改良区が有する土地利用調整機能の一層の活用を図ることが期待されている。

- 5 このため、土地改良区は、意欲ある経営体への農地利用集積の促進に一層貢献するとともに、東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、土地利用調整機能を活用し、地域の合意形成を通じた地域づくりや被災地の農村コミュニティの再生、地域防災力の向上に一定の役割を果たすことが重要である。また、農産物の加工・販売など地域農業の振興に向け関係機関・団体と連携して貢献
- 10 することが重要である。

6 土地改良負担金^(※44)の軽減

- 事業負担金の計画的な償還が困難な地域に対し、未償還金の利子分を助成するなど、引き続き農家負担の軽減策を実施することが必要である。また、震
- 15 災の被災地域については、利子助成や支払いの繰延べにより、営農再開までの間の負担金を軽減する等の措置を実施する必要がある。

7 災害復旧等に係るバックアップ体制の構築

- 災害発生時における国、都道府県職員の派遣、二次災害などの被害の拡大防
- 20 止策として農業農村災害緊急派遣隊の派遣や災害応急ポンプの配備、地すべり危険箇所
- の点検、災害復旧の迅速化としてGISや航空写真を活用した標準断面方式^(※45)の導入等による設計図書の簡素化、査定前着工^(※46)の制度の活用などを推進する。

また、地震による停電時の脆弱性を克服するため、被災リスクの低い地域に

(※43) 農地利用集積円滑化事業を行う主体。

農地利用集積円滑化事業では、市町村の委任を受けた農地利用集積円滑化団体（市町村、農業公社、農協、土地改良区等）が、農地所有者から農地の貸付け等について委任を受け、代理して農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付け等を行う。

(※44) 農地及び農業水利施設等の整備を行う土地改良事業に要する経費のうち、その受益者が負担する金銭。

(※45) 従来の現地測量（平板・縦横断）による詳細な図面作成を不用とし、GISや航空写真の活用により、基本となる断面図（標準断面図）から積算を行う方式。

(※46) 農地・農業用施設の二次災害の発生防止及び緊急を要する復旧箇所について、災害査定を受ける前に復旧工事に着手することができる制度。

電子入札及び契約事務のバックアップシステムを構築することによりリスク分散を図る。

8 地球環境問題への対応

- 5 地球温暖化に起因すると考えられる天候不順や異常気象に対応するため、渇水対策としての節水かんがいや地下水位制御システムの導入、豪雨対策としての老朽化したため池の補修・補強等、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策、水田の洪水調節能力の活用等を図ることが効果的である。

10 作物の高温障害を回避するため、用水需給を考慮したかんがい手法やかんがい期間の適正化についても検討を進める。

また、気候変動が農地、農業水利施設に及ぼす中長期的な影響の予測・評価を継続的に行いつつ、短期的適応策の具体的検討を進め、統合（分布型）水循環モデル^(※47)など新技術の活用を図りつつ、管理基準等への反映を検討する。

15 温室効果ガスの削減に寄与するため、農地としての再生利用が困難な耕作放棄地や農業水利施設を活用した小水力、太陽光、風力、バイオマス等による発電を促進する。また、農村の豊かな自然環境を保全するため、水田、ため池等が形成する生態系ネットワークの保全、生態系に配慮した水管理や施設管理、環境配慮施設の順応的管理等を促進する。

20 9 技術開発の促進

本計画が掲げる政策目標の達成に資するため、社会に貢献できる実用性に富む技術開発の促進が不可欠であることから、今後、生産基盤の整備等に必要な技術開発の推進方向についての計画をとりまとめるとともに、新技術の積極的な活用を図る。

25 技術開発の推進に当たっては、幅広い学術分野の連携、開発機関の役割分担の明確化と連携の強化、情報提供体制の整備、現場における新技術の検証と事業における普及の促進、技術開発の進捗状況の把握と効果の検証など適切なフ

(※47) 水田地帯が持つ様々な特徴を考慮できる物理過程モデルであり、任意の流域・地点・時間において、地球温暖化等が農業水利用や食料生産に及ぼす影響を評価することが可能。

オローアップが重要であり、国はその役割を的確に果たしていくことが必要である。

また、世界の食料需給が不安定化する中で、防災や気候変動への適応技術など、海外においても実用可能な技術については、技術・研究協力や国際交流活動などを通じて、海外への情報発信や技術の移転・普及に努める。

10 入札契約の透明性、競争性の拡大

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、一般競争入札方式^(※48)並びに総合評価落札方式^(※49)を適切に活用するとともに、不正行為等の排除に努めることにより、公共工事の品質確保の徹底を図りつつ、透明性、公平性及び競争性の一層の向上を図る。

11 事業評価の厳格な実施と透明性・客観性の確保

効果的かつ効率的な事業実施の観点から、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）等に基づき、事前、期中及び完了後において、総費用総便益比方式^(※50)による費用対効果分析手法等により事業評価の厳格な実施を図る。

分析に当たっては、引き続き農業情勢や事業内容を踏まえ適切な算定に努めるとともに、これまで定量化されていなかった大規模地震対策に係る費用対効果分析の運用を開始する。また、基盤整備により、農業生産の維持・向上に加えて防災機能等の多面的機能が発揮されること等を踏まえ、その他便益の定量化に向けた検討を進める。

また、事業の計画・実施・管理の各段階において、積極的な情報公開に努め、透明性を確保する。

(※48) 一定の資格を持つ不特定多数の希望者を競争入札に参加させ、発注者にとって最も有利な条件を提起した者と契約を行う入札方式。

(※49) 価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式。

(※50) 土地改良事業の経済性評価を行うもので、一定地域の範囲において評価期間（当該事業の工事期間+40年）の下で必要な投下費用（総費用）とそれによって発現する総便益を対比し、その比が1.0以上であれば、土地改良法施行令第2条第3号において「すべての効用がすべての費用を償うこと」とされている要件を満足するものとする方式。

12 さらなる事業コストの縮減

コストと品質の両面を重視してコスト構造の改善を行う。ストックマネジメント^(※51)による施設の長寿命化、民間からの技術提案や新技術の積極的な導入、農家や地域住民が参加する直営施工^(※52)等によりさらなる事業コストの縮減を

5 図る。

(※51) 施設の効率的な機能保全のため、定期的な機能診断に基づき、性能低下の要因と状況、機能の発揮状況に応じた対策を比較検討し、適時的確に対応を実施するとともに、施設情報の蓄積を図り、継続的に施設保全対策に活かす手法。

(※52) 農業農村整備事業等で計画される施設のうち、比較的簡易な工事について農家・地域住民等が自らの意思に基づき参加し、事業主体の管理の下実施するもの。